

住宅用火災警報器が

あなたの

「命」「財産」を守る

毎年1000人を超える方が、住宅火災によって尊い命を失っています。近年の火災による死者数(放火自殺者を除く)のうち、約6割が逃げ遅れによるものです。

火災から大切な命を守るためには、火災を早期に発見することが最も重要です。そのために、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。



ヒューヒューヒュー
火事です！火事です！

住宅用火災警報器が 鳴り出した場合の対処法

料理中に発生した大量の煙やくん煙式殺虫剤、風呂などから出る湯気によって、住宅用火災警報器が誤って鳴り出す場合があります。このようなときは、住宅用火災警報器のボタンを押すか、ひもを引っ張れば、簡単に音を止めることができます。

住宅用火災警報器の設置例



寝室 階段 台所 居室

【天井の場合】
○壁から60cm以上離して設置する。
○エアコンの吹き出し口からは、1.5m以上離して設置する。
○梁がある場合は、梁から60cm以上離して設置する。
【壁面の場合】
天井から15〜50cm以内に設置する。

今お住まいの住宅にも
平成23年5月31日までに
住宅用火災警報器を
設置しなければなりません

住宅用火災警報器は、一戸建て、マンション、アパートなどの共同住宅、店舗住宅の住宅部分など、すべての住宅が設置対象です。ただし、共同住宅などで、消防法に基づき、自動火災報知設備やスプリンクラー設備を設置している場合は除きます。

住宅用火災警報器で 助かった事例

【ケース①】
2階寝室で就寝中、住宅用火災警報器が鳴り出して目が覚めた。1階の子ども部屋から煙が出ているのを見。水道ホースで初期消火し、119番に通報した。
(40歳代・男性)

【ケース②】
調理中の鍋をコンロにのせ、消し忘れた。煙がでて、階段に設置していた住宅用火災警報器が鳴り出した。警報音に気づいて、水道水で初期消火し、119番に通報した。
(30歳代・女性)

住宅用火災警報器の設置場所は、
「すべての寝室」
「寝室がある階の階段」
「寝室として使用しない部屋(床面積7㎡以上)が5室以上ある階の廊下」
住宅用火災警報器には、天井に設置するものと、壁面に設置するものがあります。

悪質な訪問販売には ご注意ください！

消防職員が火災警報器を訪問販売することはありません。

住宅用火災警報器は、家電量販店やホームセンターなどで、電池式の場合、1個3,000円〜5,000円程度で購入できます。購入の際には、日本消防検定協会の鑑定合格品(NSマーク)を目安にしてください。



住宅用火災警報器の訪問販売は、「特定商取引に関する法律」のクーリングオフ制度の対象となっています。契約後の一定の期間は、契約の解除ができます。

問い合わせ

- 悪質な訪問販売に関すること
○愛媛県消費者生活センター
☎925-13700
- 伊予市消費者相談窓口
☎982-11289

住宅用火災警報器に関する
「質問やご相談」

- 伊予消防署
☎982-10657
- 中山出張所
☎967-11171
- 双海出張所
☎986-10074



11月9日(火)〜15日(月)
秋季全国火災予防運動
「消したかな」あなたを守る
合言葉